新　今回修正案(23.04.07)	旧　第６回検討会案(23.03.14)
（参考）畳表等のトレーサビリティシステム要約版	（参考）畳表等のトレーサビリティシステム要約版
（１）いぐさを素材とした畳表の生産者又は輸入者の段階 ①出荷証明書の発行 ア　いぐさを素材とした畳表の生産者又は輸入者が、畳表を販売する際に、「畳表」の必要表示事項が書かれたものを出荷証明書として発行する。出荷証明書には、トレーサビリティに必要な情報として、いつ（出荷年月日）、だれが（製織者又は輸入者の氏名又は事業者番号）、どの製品を（製品ロット番号）、何枚（枚数）出荷したか、その製品ロットは全部で何枚か（製品ロット総数）の情報を盛り込む。 なお、出荷証明書には番号を付し、その番号に、出荷年次、事業者番号及びロット番号を組み込み、トレーサビリティシステムの効率化を図る。 西暦　事業者番号　ロット番号 （出荷証明書番号の構造）　No. 10　－　A000001　－　000001 イ　製品ロット番号は、国産畳表にあっては入札単位（ひと山ごと ※ 60 枚、90 枚、120 枚の場合が多い）、輸入畳表にあっては輸入時インボイスに記載されている項目単位で付与し、出荷証明書は出荷毎（一取引毎）に一枚発行する。 ウ　出荷証明書は、伝票又は畳表本体に添付して取引相手に受け渡す。 ②取引情報の管理・保管 ア　取引伝票(売上伝票)、帳簿その他の媒体に次に掲げる取引情報を記録し、５年間保存。 a 取引年月日	（１）いぐさを素材とした畳表の生産者又は輸入者の段階 ①出荷証明書の発行 ア　いぐさを素材とした畳表の生産者又は輸入者が、畳表を販売する際に、「畳表」の必要表示事項が書かれたものを出荷証明書として発行する。出荷証明書には、トレーサビリティに必要な情報として、いつ（出荷年月日）、だれが（製織者又は輸入者の氏名又は事業者番号）、どの製品を（ロット番号）、何枚（枚数）出荷したかの情報を盛り込む。 なお、出荷証明書には番号を付し、その番号に、出荷年次、事業者番号及びロット番号を組み込み、トレーサビリティシステムの効率化を図る。 西暦　事業者番号　ロット番号 （出荷証明書番号の構造）　No. 10　－　A000001　－　000001 イ　出荷ロットは、国産畳表にあっては入札単位（ひと山ごと ※ 60 枚、90 枚、120 枚の場合が多い）、輸入畳表にあっては輸入ロット単位（輸入時インボイスに記載されているロットごと コンテナ単位等）とし、ロットごとに出荷証明書を発行する。 ウ　出荷証明書は、伝票又は畳表本体に添付して取引相手に受け渡す。 ②取引情報の管理・保管 ア　取引伝票(売上伝票)、帳簿その他の媒体に次に掲げる取引情報を記録し、５年間保存。 a 取引年月日

b 取引相手の事業者名（個別事業者番号）
c 製品ロット番号
d 当該製品ロットに係る出荷時の枚数
e 当該製品ロットの総数
f 出荷証明書番号、出荷伝票番号等の出荷情報

イ　取引情報の記録に当たっては、出荷枚数と出荷証明書番号とが対照できるようにすること。（同一の製品ロット番号のうち同種類の畳表何枚が取引相手に出荷され、その在庫が何枚かなどが確実に検証できるような形で帳簿等に記入すること。）

ウ　アの情報は、出荷証明書の控えとその取引相手の事業者名の記録・保存をもって簡略化することができる。

エ　取引伝票及び帳簿の媒体・様式は問わないが、取引情報が何らかの形で記載されていること。

（２）いぐさを素材とした畳表を購入し他へ販売する業者の段階

①出荷証明書の受け渡し

ア　一取引で仕入れた畳表の分割

ｉ）一取引で仕入れた畳表を分割しない場合：
仕入の際に添付されてくる出荷証明書をそのまま取引伝票又は畳表本体に添付して取引相手に受け渡す。

ⅱ）一取引で仕入れた畳表を分割する場合：
仕入の際に添付されてきた出荷証明書を複写し、取引相手ごとにそれぞれ伝票又は畳表本体に添付して取引相手に受け渡す。

ⅲ）以下、一取引で仕入れた畳表が自分のところに残っている間は、同様のことを繰り返す。

イ　出荷証明書は、各流通業者において必ずしも保管の必要はない。（トレーサビリティは、帳簿等に記載された情報により流通業者が担保する。）

b 取引相手の事業者名（個別事業者番号）
c 出荷ロット番号
d 当該ロットに係る出荷時の枚数

イ　取引情報の記録に当たっては、出荷枚数と出荷証明書番号とが対照できるようにすること。（同一のロット番号のうち同種類の畳表何枚が取引相手に出荷されたかが確実に検証できるような形で帳簿等に記入すること。）

ウ　アの情報は、出荷証明書の控えとその取引相手の事業者名の記録・保存をもって代えることができる。

エ　取引伝票及び帳簿の媒体・様式は問わないが、取引情報が何らかの形で記載されていること。

（２）いぐさを素材とした畳表を購入し他へ販売する業者の段階

①出荷証明書の受け渡し

ア　ロットの分割

ｉ）ロットを分割しない場合：
ロットごとに添付されてくる出荷証明書をそのまま取引伝票又は畳表本体に添付して取引相手に受け渡す。

ⅱ）ロットを分割する場合：
出荷証明書を複写し、取引相手ごとにそれぞれ伝票又は畳表本体に添付して取引相手に受け渡す。

ⅲ）以下、同一のロット番号の製品が自分のところに残っている間は、同様のことを繰り返す。

イ　出荷証明書は、各流通業者において必ずしも保管の必要はない。（トレーサビリティは、帳簿等に記載された情報により流通業者が担保する。）

②取引情報の管理・保管

ア　帳簿その他の媒体に次に掲げる取引情報を記録し、5年間保存。

a 取引数量

b 取引年月日

c 取引相手の事業者名（又は個別事業者番号）

d 当該取引に係る畳表の製織者又は輸入者の名称（又は個別事業者番号）

e dから出荷された時の出荷年次

f dが付与した製品ロット番号

g 一取引で仕入れた畳表係る出荷枚数とその在庫

h 取引伝票番号等

イ　取引記録の作成に当たっては、仕入伝票番号や納品書番号等を活用し、当該取引に係る畳表の仕入先、仕入枚数、製品ロット番号、販売先、販売枚数、在庫枚数等が一対一の対応で管理できるようにし、トレーサビリティが可能な形で記録すること。

ウ　アの取引情報のうち、「畳表の製織者又は輸入者の名称（個別事業者番号）」、「出荷年次」、「出荷ロット番号」の記録は、出荷証明書番号の記録をもって代えることができる。

エ　帳簿の媒体・様式は問わないが、取引情報が何らかの形で記載されていること。

オ　販売を委託する等他の事業者を介して取引する場合は、受託者等に同様の情報を確実に伝達すること。

（３）　畳を生産する業者

①　取引伝票と出荷証明書の内容（特に出荷証明書番号）が一致しているか確認し、出荷証明書番号を取引伝票に記載。

②　取引伝票及び出荷証明書をそのまま５年間保存。（取引伝票の番号がわかるような形で保存すること）

②取引情報の管理・保管

ア　帳簿その他の媒体に次に掲げる取引情報を記録し、5年間保存。

a 取引数量

b 取引年月日

c 取引相手の事業者名（又は個別事業者番号）

d 畳表の製織者又は輸入者の名称（又は個別事業者番号）

e 出荷年次

f 出荷ロット番号

g 当該ロットに係る出荷時の枚数

イ　取引記録の作成に当たっては、当該取引の情報と出荷証明書番号とが対照できるようにすること。（同一のロット番号のうち同種類の畳表何枚が取引相手に出荷されたかが確実に検証できるような形で帳簿等に記入すること。）

ウ　アの取引情報のうち、「畳表の製織者又は輸入者の名称（個別事業者番号）」、「出荷年次」、「出荷ロット番号」の記録は、出荷証明書番号の記録をもって代えることができる。

エ　帳簿の媒体・様式は問わないが、取引情報が何らかの形で記載されていること。

オ　売買を委託する場合は、受託者に同様の情報を確実に伝達すること。

（３）　畳を生産する業者

①　取引伝票と出荷証明書の内容（特に出荷証明書番号）が一致しているか確認し、出荷証明書番号を取引伝票に記載。

②　取引伝票及び出荷証明書をそのまま５年間保存。